

昭和三十三年農林省・建設省令第一号

地すべり等防止法施行規則

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)及び地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第百十二号)の規定に基き、地すべり等防止法施行規則を次のように定める。

(地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域の指定等の告示)

第一条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号。以下「法」という。)第三条第三項(法第四条第二項において準用する場合を含む。)

一 市町村(特別区を含む。以下同じ。)、大字、字、小字及び地番
二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
三 平面図

(証明書の様式)

第二条 法第六条第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第一とする。

2 法第十六条第二項において準用する法第六条第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第二(法第十条第二項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第十六条第一項の権限を行う場合にあつては、別記様式第三)とする。

3 法第二十二條第四項の規定による証明書の様式は、別記様式第四(法第十条第二項の規定により主務大臣が都道府県知事に代つて法第二十二條第一項の権限を行う場合にあつては、別記様式第五)とする。

4 法第四十五條第一項において準用する法第六條第十一項の規定による証明書の様式は、別記様式第六とする。
(損失の補償の裁決申請書の様式)

第三条 地すべり等防止法施行令(昭和三十三年政令第百十二号)第一条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第七とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。
(標識の設置)

第四条 都道府県知事は、法第三条第三項(法第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、法

第八条(法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)に規定する標識を別記様式第八(市町村長の意見の聴取)

第五条 法第九条の規定による関係市町村の長からの意見の聴取は、当該市町村に存する地すべり防止区域に係る地すべり防止工事基本計画の案を送付してしなければならない。

第六条 法第九条の規定による地すべり防止工事基本計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 地すべり防止工事を施行しようとする区域
二 施行しようとする地すべり防止工事(地すべり防止施設の新設又は改良を除く。)の種類、施行箇所及び規模又は新設し、若しくは改良しようとする地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模
三 施行しようとする地すべり防止工事に要する費用の概算額
四 施行しようとする地すべり防止工事によつて利益を受ける地域及びその状況

2 都道府県知事は、法第九条の規定により地すべり防止工事基本計画を主務大臣に提出しようとするときは、前項に掲げる事項(同項第二号に規定する地すべり防止工事の規模、同号に規定する地すべり防止施設の構造及び規模並びに同項第三号に規定する事項を除く。)を示す平面図を添付しなければならない。
(主務大臣の行う直轄工事の告示)

第七条 法第十条第三項の規定による地すべり防止工事の施行の告示は、次の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。
一 工事の区域
二 工事開始の日
三 主務大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止した場合においては、前項の規定に準じてその旨を告示するものとする。
(関連事業計画の概要に記載すべき事項)

第八条 法第二十四條第一項の規定による関連事業計画の概要には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 地すべりによつて被害を受けるおそれがあると認められる区域
二 地すべり防止工事基本計画と関連事業計画との関係

三 移転又は除却の必要があると認められる家屋その他の施設又は工作物
四 整備又は保全の必要があると認められる農地並びに当該農地の整備又は保全のため実施することが適当であると認められる事業の概要
五 整備の必要があると認められる農道、かんがい排水施設又はため池並びにこれらの整備のため実施することが適当であると認められる関係事業の概要
六 関連事業計画に基く事業を実施すべき期間

第九条 法第二十四條第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。
2 前項の場合においては、当該計画に係る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体が意見があるときは、当該縦覧期間内に意見を申し出るべき旨を明示しなければならない。
3 市町村長は、前項の規定により意見が申し述べられた場合においては、遅滞なく、その内容を審査し、その意見を採択すべきでないと思へるときは、その者に対しその理由を附した文書をもつてその旨を通知しなければならない。
(関連事業計画の公表)

第十条 法第二十四條第四項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を市町村の事務所に掲示して行うものとする。
(地すべり防止区域台帳又はばた山崩壊防止区域台帳)

第十一条 法第二十六條第一項の地すべり防止区域台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。
2 前項の帳簿及び図面は、地すべり防止区域ごとに調製するものとする。
3 第一項の帳簿には、地すべり防止区域につき、少くとも次の各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第九とする。
一 地すべり防止区域に指定された年月日
二 地すべり防止区域
三 地すべり防止区域の面積
四 地すべり防止区域の概況
五 地すべり防止施設の管理者名(管理者と所有者が異なるときは管理者名及び所有者名)、位置、種類、構造及び数量

六 地すべり防止区域と砂防指定地又は保安林若しくは保安施設地区との重複関係
4 第一項の図面は、平面図とし、地すべり防止区域につき次の各号により調製するものとし、その様式は、別記様式第十とする。
一 長さ、メートルを単位とすること。
二 高さは、すべて東京湾中等潮位を基準とすること。
三 縮尺は、原則として二千分の一とすること。
四 等高線は、原則として五メートルごととする。
五 地すべり防止施設の位置及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な地すべり防止施設については、その構造図を添付し、必要がある場合には縦断面をも添付すること。
六 前号に掲げるもののほか、少なくとも次の事項を記載すること。
イ 地すべり防止区域の境界線
ロ 市町村名、大字名、字名及びその境界線
ハ 地形及び地目(記号をもつて表示すること)。
ニ 水準基標又は恒久標識の位置及び高さ
ホ 地すべり防止施設以外の施設又は工作物のうち主要なもの
ヘ 砂防指定地、保安林、保安施設地区、港湾隣接地域及び漁港区域の境界線
ト 方位
チ 縮尺
リ 調整年月日
ル 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、都道府県知事は、すみやかにこれを訂正しなければならない。
6 第一項から前項までの規定は、ばた山崩壊防止区域台帳の記載事項その他その調製について準用する。
(延滞金)

第十二条 法第三十八條第二項(法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)に規定する延滞金は、同条第一項(法第四十五條第一項において準用する場合を含む。)に規定する負担金の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年七月一日農林省・建設省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年五月一日農林省・建設省令第一号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の地すべり等防止法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年三月九日農林水産省・建設省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年二月四日農林水産省・建設省令第一号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日農林水産省・国土交通省令第三号）抄
1 この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成十九年一〇月三二日農林水産省・国土交通省令第二号）
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六までによるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六まで（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の地すべり等防止法施行規則別記様式第一から別記様式第六までによるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二三日農林水産省・国土交通省令第二号）
（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記 様式第1

(表)

姓 名 氏 名 職 名 名称目	交 付 年 月 日 有 効 期 間 印
--------------------------	-------------------------------

身分証明書

上記の者は、地すべり等防止法第8条第1項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを認する。

主務大臣 印

(裏)

地すべり等防止法施行規則

第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）を指定し、当該区域に属する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは排除し、又は助長し、若しくは排除するおそれのあるものを（以下これを「指定するもの」と総称する。）として、当該区域の指定に関する調査を要するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第4条 第3条第1項の指定は、必要に応じ、当該地すべり区域に關し、地質、地質、地質、地質若しくは地下水又は土地の地質状況に関する現地調査を要して行うものとする。

第5条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査の目的や任務を得ない限り、他人の所有する土地に立ち入り、又は物の用途が他人の土地を材料若しくは、は等して一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の所有する土地に立ち入りするときは、あらかじめ協議し、その者の同意を得なければならない。ただし、あらかじめ通知するに同意があるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により指定又はおさ、おさ等指定された土地に立ち入りするときは、立ち入るおそれのある指定区域の所有者に依りなければならない。

4 目的達成及び目的後においては、所有者の同意を得た場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りしてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入りする者は、その身分を明示する義務を負担し、関係人の同意を得たときは、これを明示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途が他人の土地を材料若しくは、は等して一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の所有者及び所有権に關し、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の所有者又は所有権者は、指定区域に立ち入り、第1項の規定による立ち入り一時使用を認め、又は拒否してはならない。

8 第1項、第1項の規定による立ち入り一時使用による損失を受けた者に對し、過失生ずる損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国は損失を受けた者が協議し、おそれなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見解とした金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について争議がある者は、指定区域に立ち入り、前項の規定を要する日から30日以内に（政府委員が土地取得法（昭和28年法律第21号）第4条の規定による裁量権を行使すること）を要する。

11 第1項の規定による特別の用途に關し必要な事項は、主務省令で定める。

様式第2

(表)

住所		番号
氏名		交付年月日
職名		有効期間
生年月日		写真

身分証明書

上記の者は、地すべり防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

都道府県知事 印

(裏)

地すべり防止法第16条第1項の規定により調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であること

第4条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の規定のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料採取場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立ち入りをするときは、立ち入り等がされた土地に立ち入りとするときは、立ち入りの範囲あらかじめその旨を当該土地の占有者に告知しなければならない。

4 目録及び目録簿においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りしてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入りとする者は、その身分を示す書類を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提出しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料採取場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者の同意

書に通知して、その書の複製をせよなければならない。

7 上記の占有者は占有者は、三年間限りにおいて、第1項の規定により立ち入り一時使用を認め、又は続けてはならない。

8 国は、第1項の規定による立ち入り又は一時使用により損失を受けた者に対し、賠償金を請求し、賠償金を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による損失の補償成立の場合においては、国は、自己の負つた費用を損失を受けた者に負担しなければならない。この場合において、当該費用について当該占有者は、敗訴であることにより、賠償金の請求を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第21号）第4条の規定による裁決を申請することができる。

11 第1項の規定による立ち入りの実施に際して必要な事項は、主務省令で定める。

罰則 罰則付知事又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは調査又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料採取場若しくは作業場として一時使用することである。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、第4条第2項から第4項までの規定は、「国」とするほか、「都道府県知事の承諾する都道府県」と読み替へるものとする。

様式第3

(表)

住所		番号
氏名		交付年月日
職名		有効期間
生年月日		写真

身分証明書

上記の者は、地すべり防止法第16条第1項の規定により地すべり防止区域に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

主務大臣 印

(裏)

地すべり防止法第16条第1項の規定により調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であること

第4条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の規定のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料採取場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により立ち入りをするときは、立ち入り等がされた土地に立ち入りとするときは、立ち入りの範囲あらかじめその旨を当該土地の占有者に告知しなければならない。

4 目録及び目録簿においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りしてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入りとする者は、その身分を示す書類を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提出しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料採取場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者の同意

書に通知して、その書の複製をせよなければならない。

7 土地の所有者又は所有権者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による記入又は一時移転を拒み、又は遅延しなければならない。

8 国土は、第1項の規定による記入又は一時使用により損失を受けた者に對し、適當な予金給付金を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国土損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による補償の成立しない場合においては、国土は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、裁許を受けることができる。補償金の支払を受ける日から当該国土に在りて管理責任者に当該補償金（前項の補償金等第2項）額の6割の規定による裁許を申請することができる。

11 第3項の規定による説明書の様式その他説明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第10条 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事の目的の保全上特に重要なものがあるとき認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を行ふことができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事の高度の技術が必要とするとき。

三 地すべり防止工事の高度の機械を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事は都道府県の区域の管轄に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を行ふ場合においては、裁許で定めるところにより、都道府県知事に代つてその職務を行ふものとする。

3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を行ふ場合においては、主務省令で定めるところにより、その費を弁済しなければならない。

第11条 都道府県知事は、その命じた職員若しくは委託した者に、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の所有する土地に立ち入り、又は物の附随のない他人の所有する材料等採取し、又は採取して一時搬移することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により他人の所有する土地に立ち入り、又は他人の所有する材料等採取する場合について準用する。この場合において、同条第4項から第6項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事」の職権とする都道府県」と読み替へるものとする。

別記 様式第4

様式第4 (簡)

住所 氏名 職名 生年月日		番号 交付年月日 有効期間
身分証明書		
写真		

上記の者は、地すべり防止法第12条第1項の規定により地すべり防止区域の立ち入り検査を命ぜられた者であることを証明する。

都道府県知事 印

(簡)

地すべり防止法第12条 第1項 都道府県知事は、その職務の執行に必要であると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止区域の管理者に對し罰則若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止区域に立ち入り、これを検査することができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第2項の説明書の様式その他説明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

別記 様式第5

様式第5 (簡)

住所 氏名 職名 生年月日		番号 交付年月日 有効期間
身分証明書		
写真		

上記の者は、地すべり防止法第12条第1項の規定により地すべり防止区域の立ち入り検査を命ぜられた者であることを証明する。

主務大臣 印

(簡)

地すべり防止法第12条 第1項 主務大臣は、次の各号の1に該当する場合において、当該地すべり防止工事の目的の保全上特に重要なものがあるとき認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を行ふことができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事の高度の技術が必要とするとき。

三 地すべり防止工事の高度の機械を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事は都道府県の区域の管轄に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を行ふ場合においては、裁許で定めるところにより、都道府県知事に代つてその職務を行ふものとする。

3 主務大臣は、第1項の規定により地すべり防止工事を行ふ場合においては、主務省令で定めるところにより、その費を弁済しなければならない。

第12条 都道府県知事は、その職務の執行に必要であると認めるときは、都道府県知事以外の地すべり防止区域の管理者に對し罰則若しくは資料の提出を求め、又はその命じた職員に当該地すべり防止区域に立ち入り、これを

- 1. 解着せらるることができる。
- 2. 前項の規定により出入検査を受ける者は、その身分を必ず証明書を携帯し、関係人の顔見知りであることを、これを証明しなければならない。
- 3. 第1項の出入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4. 第2項の証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務官庁で定める。

別記 様式第6

様式第6

(表)

住所 氏名 職名 生年月日	身分証明書 写真	届出年月日 受付年月日 有効期間
------------------------	-------------	------------------------

上記の者は、地下への特別出禁区域第1項において適用する同法第16条第1項の規定により正法出禁区域に属する調査等のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。

届出年月日 印

- (裏)
- 地下への特別出禁区域
- 第1項 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、前条の調査のため必要と認めるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特約の用途のない他人の土地を材料搬入等として一時使用することができる。
- 第2項 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りするときは、あらかじめ関係土地の所有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第3項 第1項の規定により宅地又は倉庫、さき等で囲まれた土地に立ち入りするときは、出入の扉からそのその他の当該土地の所有者に知らせなければならない。
- 第4項 目的及び目的範囲については、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入らなければならない。
- 第5項 第1項の規定により土地に立ち入りする者は、その身分を必ず証明書を携帯し、関係人の顔見知りであることを、これを証明しなければならない。
- 第6項 第1項の規定により特約の用途のない他人の土地を材料搬入又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有

- 者に通知して、その者の意見を聞きなければならない。
7. 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による出入は一時使用を認め、又は拒否してはならない。
8. 国は、第1項の規定による出入又は一時使用により被害を受けた者に対し、適当な方針を決定を補償しなければならない。
9. 前項の規定による被害の補償については、国土交通省令で定めるところとしなければならない。
10. 前項の規定による賠償請求は、同一場合において、国は、自己の受けた金額を賠償を受けた者及び被用者に追及してはならない。この場合において、当該金額について不足がある者は、国で定めるところにより、賠償金の支払を受ける日から起算して当該賠償金1割（国庫に納付された場合）を、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用について費用とする。この場合において、第8条第3項の規定による地下への特別出禁区域に属する調査等の費用は、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用に充てられるものとする。
- 第11条 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、地下への特別出禁区域に属する調査等のため必要と認めるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特約の用途のない他人の土地を材料搬入等として一時使用することができる。
- 第12条 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、地下への特別出禁区域に属する調査等の費用について費用とする。この場合において、第8条第3項の規定による地下への特別出禁区域に属する調査等の費用は、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用に充てられるものとする。
- 第13条 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、地下への特別出禁区域に属する調査等の費用について費用とする。この場合において、第8条第3項の規定による地下への特別出禁区域に属する調査等の費用は、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用に充てられるものとする。
- 第14条 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、地下への特別出禁区域に属する調査等の費用について費用とする。この場合において、第8条第3項の規定による地下への特別出禁区域に属する調査等の費用は、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用に充てられるものとする。
- 第15条 本法又はその条例を受けた職員もしくはその委任を受けた者は、地下への特別出禁区域に属する調査等の費用について費用とする。この場合において、第8条第3項の規定による地下への特別出禁区域に属する調査等の費用は、その地下への特別出禁区域に属する調査等の費用に充てられるものとする。

様式第7

裁 決 申 請 書

年 月 日

収用委員会御中

裁決申請者 住 所
氏 名

地下59階特設法第6条第3項（第16条第2項において準用する第6条第5項、第17条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項において準用する第6条第5項、第44条第1項において準用する第17条第1項、第45条第1項において準用する第17条第1項）の規定による損失の補償について、同法第6条第9項（第14条第2項において準用する第6条第9項、第17条第3項、第21条第4項において準用する第6条第9項、第23条第4項において準用する第6条第9項、第24条第1項において準用する第6条第9項、第44条第1項において準用する第17条第3項、第45条第1項において準用する第6条第9項）の規定による補償が成立しないから、下記により裁決を申請します。

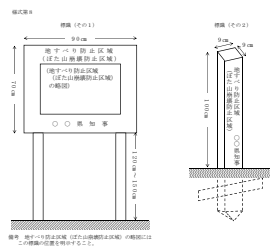
記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積及びその内容
- 3 賠償の経緯

裁決申請者 住 所
氏 名
柳 千 方 住 所
氏 名

備考

- 1 裁決申請者又は相手方が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 3 「損失の事実」については、発生の経緯及び時点をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積及びその内容」については、補償の金額を明らかにするものとし、請求は第1項又は第44条第1項において準用する第17条第1項の規定に基づいて工事を行うことを要する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。
- 5 「賠償の経緯」については、経緯の疎明のほかに賠償が成立しない事情を明らかにすること。



備考: 地下59階特設法第6条第3項（第16条第2項において準用する第6条第5項、第17条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項において準用する第6条第5項、第44条第1項において準用する第17条第1項）の規定による損失の補償について、同法第6条第9項（第14条第2項において準用する第6条第9項、第17条第3項、第21条第4項において準用する第6条第9項、第23条第4項において準用する第6条第9項、第24条第1項において準用する第6条第9項、第44条第1項において準用する第17条第3項、第45条第1項において準用する第6条第9項）の規定による補償が成立しないから、下記により裁決を申請します。

様式第 9

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目

住居表示		住所表示			郵便番号		
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目							
住所表示		郵便番号			住所表示		
町	丁目	番	号	〒	〇	〇	〇
住所表示							
郵便番号		住所表示			郵便番号		
〒	〇	〇	〇	〒	〇	〇	〇
住所表示							
〒	〇	〇	〇	〒	〇	〇	〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目
 〇〇番〇〇号
 〇〇番〇〇号
 〇〇番〇〇号

様式第 10

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目

